

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市民憲章及び宣言は、新市においてあらためて検討するものとする。
- 2 新市における「市章」、「市花」、「市木」、「市花木」については、岡山市のものを用いるものとする。ただし、御津町及び灘崎町の花、木については、各々の地区において継承していくものとする。

平成16年5月11日提出

岡山県南政令市構想
(岡山市・御津町・灘崎町)合併協議会
会長 稲葉侃爾

1 市 2 町の状況

	岡 山 市	御 津 町	灘 崎 町
市町民 憲章	<p>(趣旨) 岡山市は美しい自然と豊かな風土に恵まれ、すぐれた教育文化の伝統を持っております。私たち市民は、この岡山を愛し市民であることを誇りにしていますが、さらに、みんなの努力と協力によって、より美しく住みよい近代的民主社会を築いていくことを念願し、ここに岡山市民として実践していかねばならない日常生活の規範を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みんなに親切をつくし、あたたかい楽しいまちをつくりましょう。 ・ 秩序と規則を守り、明るい安全なまちをつくりましょう。 ・ 花や木をたいせつに育て、美しい緑のまちをつくりましょう。 ・ 紙くずやごみの始末をよくし、気持ちのよい清潔なまちをつくりましょう。 ・ 文化財をたいせつに守り、伝統あるゆかしいまちをつくりましょう。 <p>(昭和37年10月10日制定)</p>	<p>(趣旨) 御津町は、美しい自然に恵まれた希望のあるまちです。わたしたちは、町民であることに誇りと責任をもち、この憲章を心の道しるべとして豊かで住みよい町づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、 みんなで緑と花の美しい町にしましょう 一、 みんなで文化の香り高い町にしましょう 一、 みんなであたたかい心のかよう楽しい町にしましょう 一、 みんなできまりを守る明るい町にしましょう 一、 みんなで創意をこらし住みよい町にしよう <p>(昭和52年9月13日制定)</p>	<p>(趣旨) わたくしたちは先人の開拓精神を受け継ぎ、自然と環境を守り、豊かで明るい町づくりをすすめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. からだを鍛え、美しい心を育てましょう。 1. 教養を高め、すぐれた文化をつくりましょう。 1. 仕事に励み、明るい家庭をつくりましょう。 1. 生きがいをもち、住みよい町をつくりましょう。 1. きまりを守り、平和な町をつくりましょう。 <p>(昭和55年4月制定)</p>

	岡 山 市	御 津 町	灘 崎 町
市町花・ 市町木・ 市花木	<ul style="list-style-type: none"> ・市 花：キ ク ・市 木：クロガネモチ ・市花木：サルスベリ <p>(昭和41年10月27日決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町 花：さつき ・町 木：もみじ ・町花木： - <p>(昭和52年9月13日制定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町 花：サツキ ・町 木：カ シ ・町花木： - <p>(昭和55年4月制定)</p>
都市宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・世界連邦平和都市宣言 (昭和32年2月26日) ・安全都市宣言 (昭和37年1月29日) ・労働環境整備都市宣言 (昭和39年7月 8日) ・福祉都市宣言 (昭和45年1月16日) ・青少年健全育成都市宣言 (昭和52年3月15日) ・平和都市宣言 (昭和60年6月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界連邦平和都市宣言に関する決議に ついて (昭和34年12月24日) ・青少年健全育成町宣言について (昭和54年 3月30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和都市宣言 (昭和62年3月23日) ・「親父も頑張るぞ！子どもの健全育成 推進の町」宣言 (平成12年9月20日)

	岡 山 市	御 津 町	灘 崎 町
市 町 章	<p>一般公募170点から選定されたデザインで、中央に岡山の「岡」を図案化し、周囲に岡山を象徴する山（石山、天神山など）を配置している。また、多方面への限りない発展と意欲をあらわし、白で入っている十文字は潔癖と無限の広がりを示している。</p> <p>(明治33年2月20日議決)</p> 	<p>町民が互いに手をつなぎ力を合わせる「三つの輪」の前町章のイメージを温存しながら、平成2年1月に制定。力強く知的な「みつブルー」と白い線とのコントラストが、安定感を醸し出し、自然に恵まれた町のイメージを今開こうとする花のつぼみに見立てて美しさ・やさしさを強調している。なお、「MITSU」の文字は、新しさと先進的なイメージを表している。</p> <p>(平成2年1月制定)</p> 	<p>灘崎の「ナ」の字を図案化したもので、円の外部にはみ出しているのは、将来の発展を意味し、更に「ナ」の変形は、米、麦が新しい芽を吹き出していることを表している。</p> <p>(昭和34年9月制定)</p> 

他地域の事例

さいたま市(浦和市・大宮市・与野市合併)

- (1) 市章、市の木、市の花等の象徴的事項については、新市において検討する。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。

静岡市(静岡市・清水市合併)

慣行は、原則として新市において検討するものとする。

ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。

堺市・美原町合併協議会

- (1) 市章については、堺市の市章に統一する。
- (2) 都市宣言等については、堺市の都市宣言等に統一する。
なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。
- (3) 市(町)の歌については、堺市の歌に統一する。
- (4) 市(町)民憲章については、堺市の市民憲章に統一する。
また、美原町の町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。
- (5) 市(町)の木、花木、花、鳥については、堺市に統一する。
また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

倉敷地域合併協議会(倉敷市・船穂町・真備町)

- (1) 新市における憲章及び宣言は、倉敷市のものを用いるものとする。
ただし、船穂町及び真備町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。
- (2) 新市における「市章」、「市歌」、「市木」、「市花」、「市の鳥」については、倉敷市のものを用いるものとする。ただし、船穂町及び真備町の歌、木、花については、各々の地区において継承していくものとする。

高梁地域合併協議会(高梁市・有漢町・成羽町・川上町・備中町)

- (1) 市章、市の花、市の木、市の鳥、市の歌、市の音頭及び市民憲章については、新市において制定する。
- (2) 宣言等については、1市4町の宣言等を尊重し、新市において定める。
- (3) 表彰規定については、新市において定める。
- (4) 名誉市町民は、新市に引き継ぎ、名誉市民条例は新市において制定する。

福山市(福山市・内海町・新市町合併)

福山市章、福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。

ただし、内海町の木である「ウバメガシ」については、推奨の木とするものとする。